

2022年11月10日

国立大学法人徳島大学長
河村 保彦 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 今井 晋哉

2022年度人事院勧告に関するお願い

日頃より徳島大学の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、ご承知の通り、去る10月7日に政府は22年度人事院勧告を実施することを閣議決定いたしました。内容は、初任給の引き上げ、賞与の0.1か月分引き上げなどです。また、テレワークを行う場合の手当の新設についても検討することを求めています。

本来、国立大学法人職員は国家公務員ではありませんが、これまでのところ給与の増減については人事院勧告に準拠しております。また、年度内の改定に対して、遡及して差額を支払うこともこれまでの慣例となっております。徳島大学におきましては、今回も同様の対応がなされることと考えております。従来に対応を下回る対応（遡及による支払いをやめるなど）を行わないように、お願いいたします。

初任給が改善されることから、初任給をもとに計算しているパート職員等、有期雇用職員の時給単価につきましても改善されるものと考えております。

また、国家公務員では3%となっている地域手当が、徳島大学教職員に対しては2%と抑えられている点について、引き続き改善の検討をお願いいたします。

役員会にて人事院勧告への対応について協議決定されることと存じますので、下記の点、十分考慮いただきますようお願いいたします。また、役員会での協議結果につきましてご回答いただきますようお願いいたします。

記

- ・ 賞与の増額、初任給の増額について、今年度始めに遡っての支給とすること。
- ・ 初任給改善に合わせて、パート職員等、有期雇用職員の時給単価を改善すること。
- ・ テレワークに係る手当の新設について検討すること。
- ・ 国家公務員と同等の水準の地域手当の支給について検討すること。

以上